

7農水第1932号
令和7年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢市長 鈴木健一

市町村名 (市町村コード)	伊勢市 (242039)
地域名 (地域内農業集落名)	西豊浜町森区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の耕地面積のうち多くを中心経営体が耕作しており、年々集積率は増加している。

中心経営体が対象地区内で農地の引受けに協力的であるので、農地が遊休化しないように、中心経営体への農地集積・農地集約を進める必要がある。畑作物や施設園芸で営農する経営体もあり、農地利用の多様性と合理性を調整する必要がある。

農地の維持管理として出合作業を現在は、農地の所有者で行っているが、高齢であるなどの理由から出合に参加するのが難しくなってきている。そこで、作業を行える人員を確保する必要がある。また農地に関する管理費等の負担方法についても今後、協議していく必要がある。

【集積希望のある中心経営体と営農体系】

主穀中心経営:有限会社伊勢アグリ・トラスト、株式会社伊勢ファーム、ミニリバー株式会社

(2) 地域における農業の将来の在り方

- JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約等により担い手への集積・集約化を進めていく。
- 森区の農地利用は、中心経営体が担う。
- 農地の集約化を進め作業効率を高めることにより、中心経営体への集積面積拡大を図る。
- 入作を希望する認定農業者や認定新規就農者については、JAや行政と連携して受入れを促進する。
- 主穀中心経営だけでなく、露地野菜・施設園芸等の畑作物の拡充と新規取り組みも視野に入れ、地域の農業生産高の向上を図る。
- 予定していた農地を急遽引き受けられなくなったなどの場合には、中心経営体が互いに、今後の引受けの意向面積を超えて、農地を追加的に引き受ける等により対応する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区内の農業振興地域内の農用地を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手と協議した目標地図に基づいて、農地の集積・集約エリアに配慮した農地の集積・集約を推進する。
行政やJAとも情報共有を図り、合理的な農地配分に心がける。
担い手の農作業の効率化を図るために、貸し手農家の変更や農地の畦畔撤去に協力(同意)する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約等により担い手への集積・集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

畦畔撤去、パイプラインの老朽化による更新等の要望がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内において、主穀中心経営だけでなく、露地野菜や施設園芸といった営農体系にて認定農業者となっている経営体もある。今後も、地域内の農地が適切に活用されていくように、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①小動物や鳥害被害について被害調査を行い、関係機関の協力を得て対策を講じる。
- ②みどり戦略に沿った栽培方法等、新たな技術の取り入れを検討する。
- ③少ない人員で大きな面積を管理できるようなスマート農機の導入を推進する。
- ④露地野菜や施設園芸等の拡充・新規取り組みについて、農業者の意向を踏まえた事業推進を実施する。